

報道機関各位

北九州市立第2夜間・休日急患センターの診療に従事した医師の
不同意わいせつ事件における判決言渡しについて

令和8年4月23日(木)に福岡地方裁判所小倉支部において、診療に従事した医師が有罪を言い渡されことを受けまして、下記のとおり、発表します。

記

1 事件の概要

- ・ 令和6年3月2日(土)北九州市立第2夜間・休日急患センターに受診した女性に対する胸部聴診の行為が、不同意わいせつ事件として起訴されたもの。

2 診療に従事した医師(被告医師)

- ・ 地区医師会が手配し、北九州市医師会を通じて当センターに出務した医師会非会員の男性医師(当時54歳)

3 判決言渡し 懲役1年4月

4 再発防止策

- ・ 北九州市医師会による再発防止策
診療に当たる医師に対して、当該事件の周知や聴診の注意喚起を行うとともに、患者に疑念を持たれないように説明と同意の徹底を周知する。
- ・ 市による再発防止策
診察時に市看護師が医師と患者の間に立つなど、患者の心情を尊重した配慮やフォローを適宜行えるような体制を徹底する。

北九州市および北九州市医師会のコメント

- 北九州市保健福祉局長
第2夜間・休日急患センターの診療中に事件が起きたことは誠に遺憾であります。勤務中の医師が第一審で有罪判決を受けたことについて、被害に遭われた方や関係する皆様方にお詫び申し上げるとともに、市民の皆様が安心して受診できるよう全力で取り組んでまいります。
- 北九州市医師会 会長のコメント
第2夜間・休日急患センターに出務した医師が、診療中の行為により、第一審で有罪判決を受けたことは、北九州市医師会として、事態の重大性を深く認識しております。被害者の方、関係する皆様方に心よりお詫び申し上げます。

<問い合わせ先>

事件・診療・市の再発防止策について：保健福祉局健康医療部
電話：093-582-2678 担当：部長 小野
急患センターへの医師の出務・医師への再発防止策について：北九州市医師会
電話：093-513-3811 担当：業務課長 松本